

改正理由

平成21年9月1日より、寒川町審議会等の公開に関する規則を施行し、町の各審議会等の会議の公開を実施してきたところであります。

議事録等の公開及び会議の運用状況の公表については、規則第8条第3項及び規則第9条第3項の規定に基づき町民のみなさまへ公開をしていますが、双方とも全公開場所において閲覧者が極めて少ない状況にあります。

また、公開にかかる作業については、当課において各課が所管している審議会等の議事録等を全てとりまとめているため、事務負担が大きい上、用紙及び印刷費用も必要となり、費用対効果が見込めません。

このため、町民のみなさまへの情報公開の場を担保しつつ公開の環境を整備し、より効率的に運用ができるよう一部改正を行うものとします。

改正内容

次のとおり、議事録等及び会議の運用状況の公開期間・場所の見直しを行います。

	現行		改正案	
	公開期間	公開場所	公開期間	公開場所
議事録等の公開	会議開催日の属する年度の終了後5年間	1. 町ホームページ 2. 寒川町役場情報公開コーナー及び当該審議会等を所管する課等 3. 寒川町民センター 4. 寒川町民センター分室 5. 寒川町北部文化福祉会館 6. 寒川町南部文化福祉会館 7. 寒川総合図書館 8. 寒川文書館	当該会議の開催日の属する年度の末日まで ※町ホームページの掲載については、当該会議の開催日の属する年度の終了後5年間	1. 町ホームページ 2. 寒川町役場情報公開コーナー 3. 当該審議会等を所管する課等
会議の運用状況の公表	報告の対象となった年度の終了後5年間	1. 広報 2. 町ホームページ 3. 寒川町役場 4. 寒川町民センター 5. 寒川町民センター分室 6. 寒川町北部文化福祉会館 7. 寒川町南部文化福祉会館 8. 寒川町健康管理センター 9. 寒川総合体育館 10. 寒川総合図書館 11. 寒川文書館	報告の対象となった年度の翌年度の末日まで ※町ホームページへの掲載については、報告の対象となった年度の終了後5年間	1. 広報 2. 町ホームページ 3. 寒川町役場情報公開コーナー

※公開期間経過後は、寒川文書館において行政資料として閲覧できるようにします。

参考：閲覧者数

平成28年度末時点の閲覧状況は次のとおりです。

施設等名	議事録等	会議の運用状況
寒川町役場情報公開コーナー	3	0
寒川町民センター	0	0
寒川町民センター分室	0	0
寒川町北部文化福祉会館	0	1
寒川町南部文化福祉会館	0	0
寒川総合図書館	3	0
寒川文書館	1	0
寒川町健康管理センター		0
寒川総合体育館		0